

# 成年後見関係事件の概況

資料 2 - 3

※「成年後見関係事件」には、成年後見、保佐、補助、任意後見の各事件が含まれる。  
いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

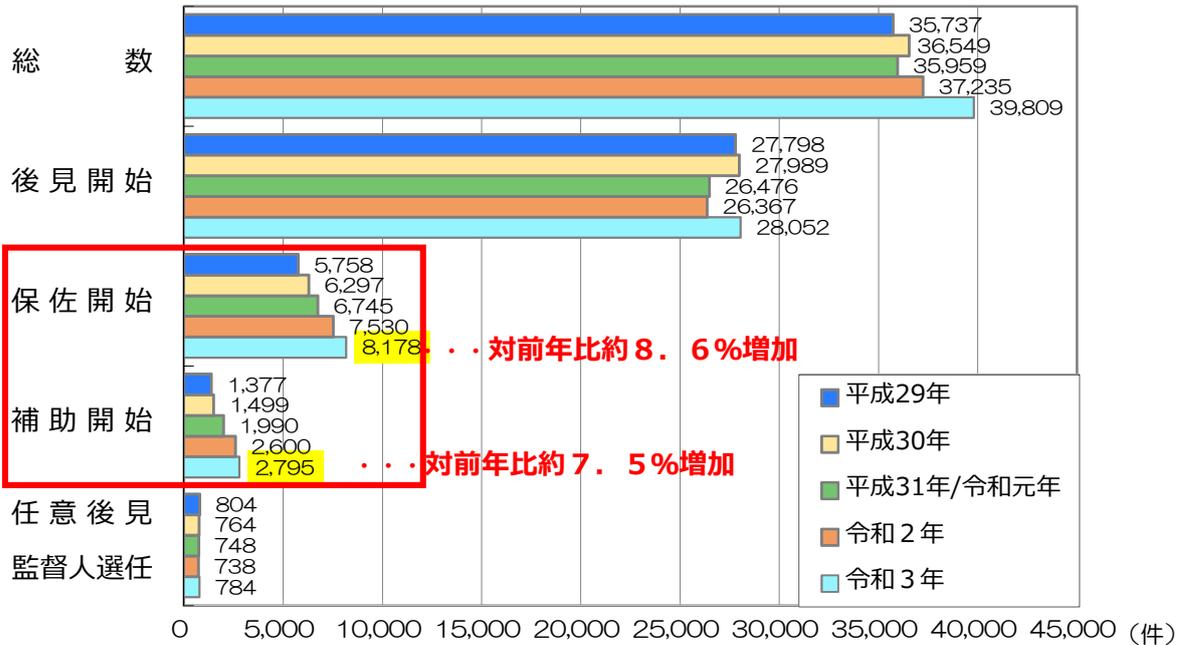
## 利用者数

※各年12月末日時点における成年後見関係事件の利用者数

	利用者数	対前年比
平成31年/令和元年	224,442人	2.9%増
令和2年	232,287人	3.5%増
令和3年	239,933人	3.3%増

増加傾向

## 申立ての件数



## 申立人と本人との関係



- ・ 保佐・補助の申立ての増加
- ・ 本人や市区町村長による申立ての増加

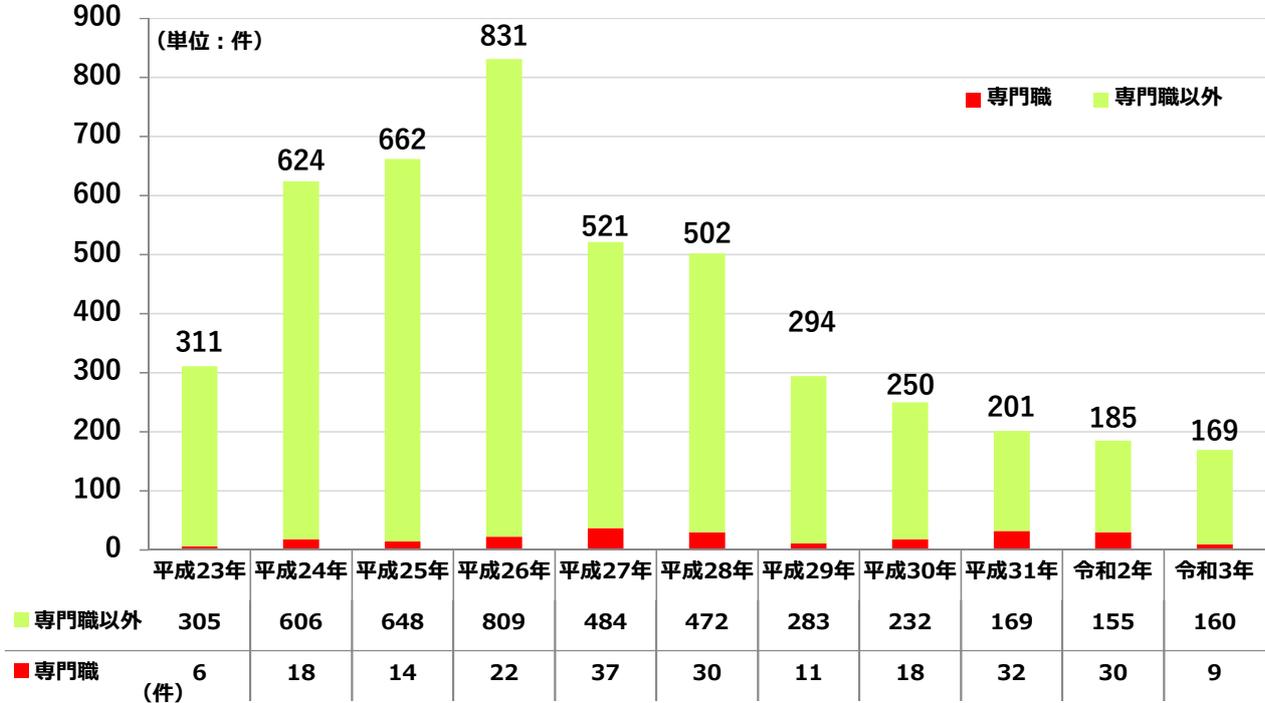
中核機関等の広報・相談機能の充実など

支援を必要とする方を制度利用に繋げる環境が整いつつあると考えられる

# 後見人等による不正について

※各年の1月から12月までの間に家庭裁判所から不正事例に対する一連の対応を終えたものとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。  
いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

## 不正の件数



## 被害額



平成26年をピークに不正の件数・被害総額はいずれも減少を続けている

親族後見人に対するガイダンスや後見制度支援信託・預貯金の活用など不正防止に向けた裁判所の一連の取組が一定の効果を上げていると考えられる

# ■ 家庭裁判所における後見関係事件に関する執務の実情について～書記官事務を中心として～

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画（p43「市町村による協議会」のうち「b 家庭裁判所との連携」部分）

権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能を強化するためには、家庭裁判所との間での**相互理解（※）**を図ることや、個人情報を含まない模擬事例の検討によって後見人等受任イメージを共有することなど、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することも求められる。

※例えば、家庭裁判所には、市町村による虐待対応のプロセスや地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業などの後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待される。市町村・中核機関には、司法手続の特徴や後見等開始申立て後の手続の流れ等を理解することが期待される。

相互理解を進めるためには、家庭裁判所において**どのような職員がどのように働いているのか等の情報発信も重要。**

※第11回及び第12回成年後見制度利用促進専門家会議では、家庭裁判所の職員の構成や執務に関する調査・報告に向けた意見が寄せられた。



### 本報告の目的

後見関係事件において連携の要を担う**書記官に焦点を当てながら、家庭裁判所における後見関係事件に係る執務の実情**を明らかにすることにより、裁判所における執務の実情についてより具体的にイメージしていただくとともに、地域連携ネットワークの機能強化に向けた**関係機関との連携に資する報告**としたい。

### 調査の内容

後見関係事件に関する執務の実情は、家庭裁判所の規模によっても異なることから、**規模の異なる家庭裁判所（大規模・中規模・小規模）を対象に調査**を実施。

# 大規模庁における後見関係事件に関する執務の実情について（一例）

## 大規模庁の例

後見関係事件※1  
を担当する職員

※1 後見関係事件とは、  
後見・保佐・補助開  
始の審判事件、任意  
後見監督人選任事  
件、  
これらの監督事件な  
どを指す。

裁判官 6 人 (他の家事事件と兼務)



家裁調査官 3 人 (後見関係事件専任)



書記官 14 人 (開始係 4 人、監督係 10 人)



事務官 1 人 (後見関係事件専任)



令和 3 年に終局し  
た開始等事件数※2

約 700 件

※2 令和 3 年に終局した後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任事件の件数を指す。

成年後見制度の  
利用者数※3

約 5000 人

※3 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人を指す。

### 開始係の例

#### 後見関係事件（開始）に関する事務

- 手続案内、当事者からの問合せへの対応
- 申立ての受付、申立て書類の審査・申立人へ補正の促し
- 裁判官と事件の進行方針について打合せ
- 参与員による面接の実施に向けた準備
- 後見等開始の審判に必要な書類の作成、送付
- 鑑定実施に向けた連絡調整、必要な書類の作成・送付
- 家裁調査官への記録の引継ぎ、裁判官の進行方針の共有
- 記録を整理し、裁判官へ上げる  
etc...

※開始事件における書記官事務の詳細はp7を参照

### 監督係の例

#### 後見関係事件（監督）に関する事務

- 被後見人等の親族からの問合せへの対応（方針について裁判官と相談した上で回答）
- 後見事務報告書の確認（後見事務が適切に遂行されているかの観点から）
- 裁判官と事件の進行方針について打合せ
- 一時金交付のための指示書の作成・送付
- 後見人等からの問合せへの対応（必要な手続を教示）
- 記録を整理し、裁判官へ上げる  
etc...

※監督事件における書記官事務の詳細はp8を参照



書記官のある一日  
の業務内容（例）



# ■ 中小規模庁における後見関係事件に関する執務の実情について（一例）

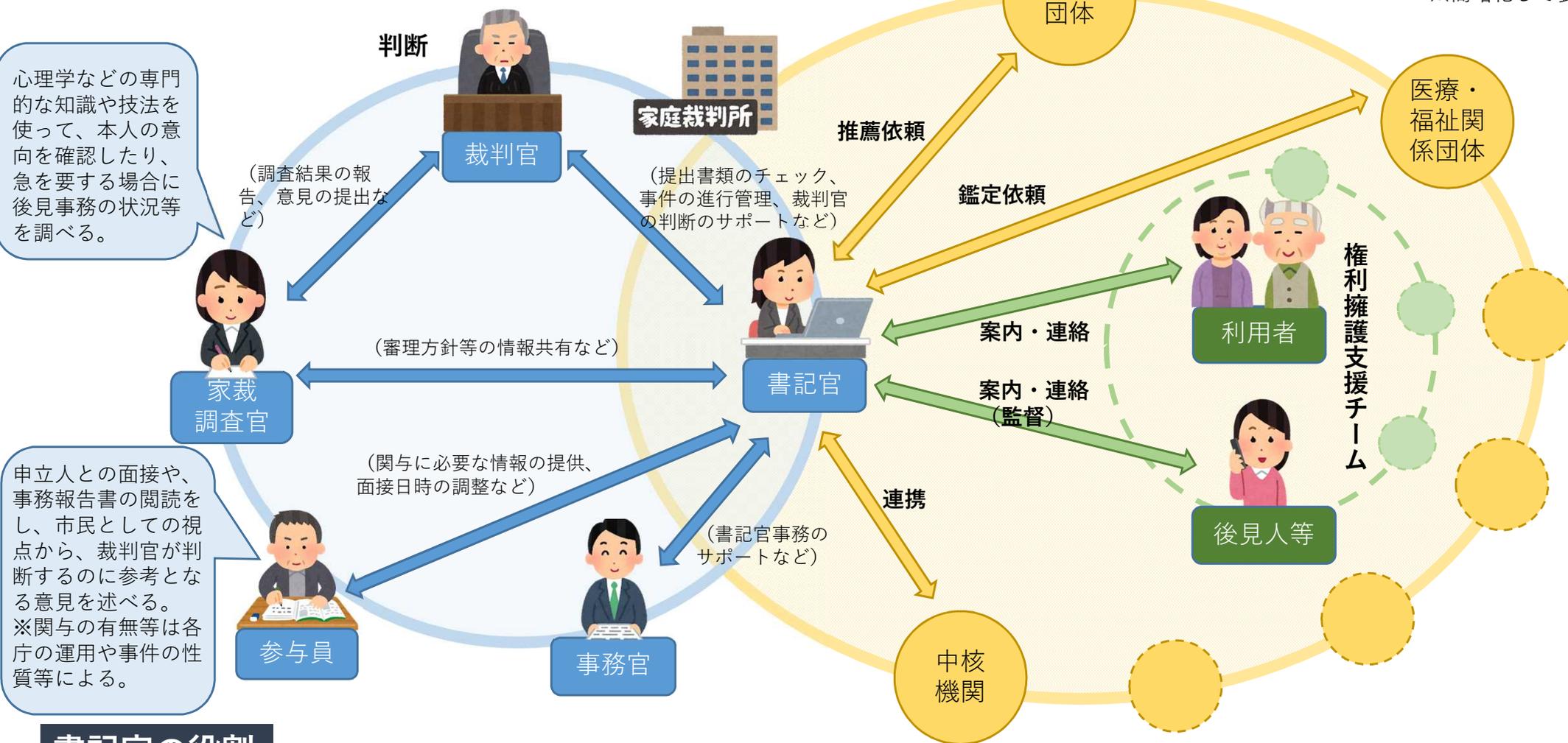
	中規模庁の例	小規模庁の例
後見関係事件を担当する職員	裁判官 2 人 (家事・少年兼務) 	裁判官 3 人 (地家裁兼務) 
	家裁調査官 9 人 (家事・少年兼務) 	家裁調査官 5 人 (家事・少年兼務) 
	書記官 6 人 (他の家事事件と兼務) 	書記官 4 人 (家事・少年兼務) 
	事務官 2 人 (他の家事事件と兼務) 	事務官 2 人 (家事・少年兼務) 
令和 3 年に終局した開始事件数	約 3 0 0 件	約 1 0 0 件
成年後見制度の利用者数	約 2 0 0 0 人	約 6 0 0 人
 書記官のある一日の業務内容（例） 	<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p align="center"><b>後見事件以外の家事事件に関する事務</b>                      (相続放棄、氏の変更などの別表第一事件)</p> </div> <div style="border: 1px dashed yellow; padding: 5px;"> <p align="center"><b>後見関係事件（開始・監督）に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手続案内、当事者からの問合せへの対応</li> <li>● 申立ての受付、申立書類の審査・申立人へ補正の促し</li> <li>● 裁判官と事件の進行方針について打合せ</li> <li>● 後見等開始の審判に必要な書類を作成・送付</li> <li>● 後見事務報告書の確認（後見事務が適切に行われているかの観点から）</li> <li>● 記録を整理し、裁判官に上げる etc...</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p align="center"><b>少年事件に関する事務</b></p> </div> <p align="center">or</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> <p align="center"><b>後見事件以外の家事事件（全般）に関する事務</b></p> </div> <div style="border: 1px dashed yellow; padding: 5px;"> <p align="center"><b>後見関係事件（開始・監督）に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手続案内、当事者からの問合せへの対応</li> <li>● 申立ての受付、申立書類の審査・申立人へ補正の促し</li> <li>● 裁判官と事件の進行方針について打合せ</li> <li>● 後見等開始の審判に必要な書類の作成・送付</li> <li>● 後見事務報告書の確認（後見事務が適切に行われているかの観点から）</li> <li>● 記録を整理し、裁判官に上げる etc...</li> </ul> </div>
	※開始及び監督事件における書記官事務の詳細はp7、8を参照	※開始及び監督事件における書記官事務の詳細はp7、8を参照

# 後見関係事件における書記官の役割について

## 家庭裁判所（事件部）の体制

## 地域連携ネットワーク

※簡略化して表現



## 書記官の役割

- ★関係職種が円滑に事務を遂行できるよう、手続の進行を管理する、必要な情報を提供・共有するなどの役割を担う。
- ★裁判所の窓口として、裁判所内部と外部の関係機関をつなぐ役割を担う。
- ★事件を担当するのみならず、裁判所の事務局（総務課等）と連携しながら各種の協議会に参加し、後見関係事件の運用等の説明や、関係機関との連携について協議する。

# 開始事件における書記官の事務について

## 審判事項

- 後見等を開始するか否か
- 誰を後見人等を選ぶか

## 書記官の事務の目的

- ① 記録の作成・保管
- ② 手続の円滑な進行の確保
- ③ 裁判官の判断のサポート
- ④ 手続法に規定された事務の遂行(告知、登記嘱託等)etc

書記官事務

### 手続案内 ★1

#### 手続の円滑な進行の確保

- パンフレットやDVDを用いた制度や手続の説明
  - ☞複雑な手続の内容を分かりやすく説明
- 申立てに関する説明書や必要書類の交布

申立て

### 審理・審判

#### 裁判官の判断のサポート

- 申立書・添付書類の審査

#### 視点

- ◇書類に不備はないか
- ◇進行に影響する事情はあるか★2
  - ✓事案における課題は何か?
  - ✓候補者に不適格な事情はないか?
  - ✓本人の意思能力に関する資料に追完は必要か?
  - ✓鑑定や調査官調査の実施に影響する事情はあるか? など

裁判官と審理方針の共有

#### 手続の円滑な進行の確保

- 審理に必要な資料等の提出の促し★3
- 当事者に対する手続説明や問合せへの対応(手続の進捗状況や今後の進行についてなど)

確定

### 審判後

#### 手続法に規定された事務

- 東京法務局へ後見等の登記の嘱託手続

#### 手続の円滑な進行の確保

- 後見人等に対する記録の閲覧・謄写の案内
  - ☞後見人等の事務に必要な情報の提供

#### 裁判官の判断のサポート

- 後見人等から提出された初回財産目録の確認



### 福祉・行政との連携の視点

- ★1 必要に応じて中核機関等の権利擁護支援に関する相談窓口を教示。 ※権利擁護支援に関する相談窓口の明確化・浸透(第二期計画 p 37 参照)
- ★2 中核機関等が後見人等を推薦する場合、候補者が適任と考えられる事情が申立書等に具体的に記載されていると、適切な後見人等の選任及び円滑な審理に資する。(第二期計画 p 31 参照)
- ★3 専門職や中核機関等が申立てを支援する際、本人情報シートの意義や目的について説明がなされることで、診断書作成医への適切な提供や適切な診断に資する。また、裁判所にシートが提出されることでより適切な審理につながる。(第二期計画 p 17, 31 参照)
- ★4 地域における担い手の育成が進むことにより、本人に最も適した後見人等についての選択肢が広がる。(第二期計画 p 50 参照)

# ■ 監督事件における書記官の事務について

## 監督事項

後見事務が適切に行われているか  
⇒ 裁量を逸脱した後見人等を解任

## 書記官の事務の目的

- ① 記録の作成・保管
- ② 手続の円滑な進行の確保
- ③ 裁判官の判断のサポート
- ④ 手続法に規定された事務の遂行(告知、登記嘱託等) etc

## 定期報告

手続の円滑な進行の確保

○ 報告書等の提出期限管理

裁判官の判断のサポート

○ 報告書等の確認

☞ 身上保護や財産管理の観点から、裁判官の進行方針に影響を与える事情がないか検討する。

## 報酬付与の申立て

※ 年1回の報告書とセットで提出されることが多い

裁判官の判断のサポート

○ 申立書、報告書等の確認

手続法に規定された事務

○ (報酬付与) 審判の告知

## 視点

### ○ 身上保護面

- ・ 後見人等が適切に本人と面談し、本人の状況や意向等を確認しているか
- ・ 本人の生活状況や課題等に変化がないか etc...

### ○ 財産管理面

- ・ 収支予定と現実の財産状況の対比
- ・ 預貯金通帳に不自然な動きがないか etc...

## 問い合わせ等への対応

手続の円滑な進行の確保

○ 後見人、本人、親族、福祉関係者からの相談・連絡対応 ★

- (相談内容に応じた手続案内の例)
- ・ 居住用不動産の処分許可申立て
  - ・ 辞任許可申立て
  - ・ 死後事務

☞ 後見人等からの相談のうち、福祉・行政による対応が必要なものは、相談先として、中核機関や市区町村の窓口等を教示することがある。

○ 後見制度支援信託・預貯金に関する事務

☞ 後見人等からの報告・相談の内容を裁判官に報告し、一時金交付のための指示書や、定期交付金額を変更するための指示書が発行される。

裁判官の判断のサポート

○ その他、事件の進行に影響を与える情報を覚知した場合、裁判官に伝え、事案に応じた適切な監督権限の行使を支える。

## 報告書提出等の督促

不正が疑われる場合は早急に裁判官に報告！

【その後に書記官が携わる手続の例】

- 金融機関等への調査嘱託の手続
- 本人口座の凍結に向けた手続
- 後見人等の追加選任・権限分掌手続
- ※ 必要があれば後見人等の解任等に進むことになる。

## 福祉・行政との連携の視点

★ 裁判所にも多種多様な問合せが寄せられるところ、制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化や中核機関との適時・適切な連絡体制の構築に向けた取組が必要。(第二期計画 p 40, 41 参照)

